

「地域公共交通利用促進等 事業」の御案内

令和3年度地域公共交通利用促進等事業助成金交付要項

茨城県公共交通活性化会議

1 助成の主旨

車社会の進展や少子化に伴う利用者の減により、鉄道、バス、タクシーといった公共交通の利用者は年々減少し、多くの地域で路線廃止や撤退が相次ぎ、学生や高齢者の方などの移動手段の確保が困難になっています。

こうした背景を受け、茨城県公共交通活性化会議（以下、「活性化会議」という。）では、「地域全体で公共交通を支える環境づくり」を目指し、県内各地域における公共交通利用促進活動の活性化を図ることを狙いとして、自らの地域の公共交通の利用促進活動に取り組む団体及び先進的・モデル的な取組を行う会員である市町村や交通事業者等（以下「会員等」という。）に対し、取組費用の助成を行います。

また、誰もが公共交通を利用しやすいと思える環境を整備することが地域公共交通の利便性向上や活性化につながることから、会員等に対し、新型コロナウイルス感染症の状況を加味した利用啓発や、利用環境の整備、加えてドライバー研修の受講に要する費用の助成等を通じて、利便性向上・活性化と、公共交通の維持及び安心安全な運行の確保を図ります。

2 助成の内容・対象団体等

助成対象事業	助成対象経費	助成額 (上限)	採択予定数 (見込)
<p>(A) 地域公共交通 利用促進活動 費用助成</p>	<p>本県内の公共交通の利用促進を図ることを目的に、事業実施期間内に例示のような以下のような事業を実施すること。</p> <p>また、<u>以下のいずれかに必ず該当するものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用低迷の中で、もしくは に係るもの。 ・<u>公共交通の安全性のPRなどイメージアップとなるもの。</u> ・<u>感染防止を徹底のうえ実施可能である、新たな生活様式に則したイベント・サービスの提供等。</u> <p>【助成対象事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車内の安全性をPRする動画撮影・配信。 ・沿線商店街などと感染防止を連携しつつ実施する利用促進活動。 ・児童・生徒等に公共交通のイメージアップや親近感を感じてもらう機会・サービスの提供。等 <p>次の経費は、助成対象から除きます。</p> <p>ア 団体の運営に係る経費（人件費、光熱水費、家賃等）</p> <p>イ その他、審査の結果、助成することが適当と認められない経費</p>	10万円	8団体

<対象団体>

地域に根ざし、自らの地域の公共交通の利用促進活動に取り組む団体（自治会ボランティアグループ・NPO法人等）

ただし、ボランティアグループ等にあつては原則として、規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること。

先進的・モデル的な取組を行う活性化会議の会員（市町村や交通事業者及び各種団体）又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議

ただし、国、県または市町村から運営費の補助等を受けている団体等、又は過去に同様の事業について活性化会議の助成を受けた団体等にあつては、その内容を審査した上で、助成対象から除外することがあります。

助成対象事業	助成対象経費	助成額 (上限)	採択予定数 (見込)
(B) 鉄道・バス利用 環境整備費用 助成	<p>利用者が多い路線や場所で実施する次に掲げる鉄道・バス利用環境整備事業であり、かつ、利用者から環境整備の声がある地域住民等と連携したモデル的な取組であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合・乗継施設整備費用 <p>(段差の解消を目的としたスロープの設置や福祉用階段昇降機導入・バス停の案内表示・上屋・ベンチ・駐輪場・照明設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションシステム導入費用 ・電光案内板設置費用 ・その他、地域公共交通の利便性向上・活性化に資する取組で活性化会議が必要と認める費用 	20万円 ただし、 1/2を上限とする。	4団体
(C) 講習・研修 費用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る。以下同じ。）の運転手となる場合に必要となる国土交通大臣認定講習の受講に要する費用 ・タクシーのUDドライバー研修の受講に要する費用 	5万円	4団体

<対象団体>

活性化会議の会員（市町村や交通事業者及び各種団体）又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議

自家用有償旅客運送の国土交通大臣の登録を受けている団体

3 募集期間

前期：令和3年6月14日（月）～ 7月2日（金） 必着

後期：令和3年10月4日（月）～ 10月22日（金） 必着

4 事業実施期間

前期：令和3年 8月 2日（月）～令和4年3月31日（木）

後期：令和3年11月 8日（月）～令和4年3月31日（木）

5 助成金の交付申請の方法

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）、その他当会議が必要と認める書類（例：事業計画案、予算書案）を期限までに郵送により、活性化会議事務局に提出してください。
（複数の団体による場合は、代表となる団体名で申請してください。）
一団体で複数の事業を申請いただくこともできます。助成は1団体1事業まで(A)(B)(C)区分から1事業です。
- (2) 申請書類は、ホームページからダウンロードすることもできますので、御活用ください。（アドレス <http://www.koutsu-ibaraki.jp/>）
詳しくは、活性化会議事務局にお問い合わせください。

6 助成金の交付決定等

- (1) 助成金の交付申請があったときは、申請内容を審査のうえ、助成金の交付を決定します。
- (2) 助成金の交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

7 実績報告書

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）を活性化会議事務局に提出してください。
（提出期限：助成事業完了から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日）

8 助成金の額の確定

- (1) 前条の規定により提出された実績報告書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、交付すべき助成金の額の確定を行い、助成金の額の確定通知書（様式第4号）をもって当該報告者にその旨を通知する。
- (2) 助成金の振込先について確認を行った後、振込手続を行います。原則として額の確定後の精算払いとなりますが、活性化会議が必要と認めた場合は、交付決定後の概算払いも可とします。

9 助成金の返還

- (1) 概算払いの場合、事業終了後に助成金に残金が生じた場合は返還してください。
- (2) 次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の取消し、又は既に交付した助成金の一部を返還してもらうことになります。
助成金を目的外に使用したとき。
前号のほか、この要項に違反した場合、又は、事業が実施できなかったとき。

10 その他

- (1) 取組を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、活性化会議や県のホームページなどで活動内容等を紹介するとともに、報道機関等に情報を提供することがありますので、御承知おきください。
- (2) 当会議で開催する報告会などで取組の概要などの御報告をお願いすることがあります。
- (3) 申請は、事業の実施に際し、自己資金に加え助成金を利用する予定の団体のみお受けいたします（事業の実施に際し、助成金のみを活用される予定の団体は申請をお控えいただきますようお願い申し上げます）。

<問い合わせ・申請先>

茨城県公共交通活性化会議事務局（土・日、祝祭日を除く8:30～17:15）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部交通政策課内

TEL 029 301 2604 FAX 029 301 2608

E-mail kotu-bosyu@pref.ibaraki.lg.jp （担当：牧野）